

札障第6号

令和5年(2023年)4月3日

市内 

|             |
|-------------|
| 障害福祉サービス事業所 |
| 指定特定相談支援事業所 |
| 移動支援事業所     |

 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

**障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との  
適用関係等について（通知）**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく、介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付け障企発第0328002号、障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）により運用することとされております。

本件について、本市における具体的な事務の取扱いを、別紙のとおり定めましたので、通知します。

なお、「障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）」（平成29年3月31日付け札障第5946号）は、廃止いたします。

記

**1 取扱い**

別紙のとおり

※ 具体的な支給決定可否については、個別に各区保健福祉課へご相談ください。

## 2 取扱いの変更点

- (1) 通院等介助及び通院等乗降介助のみの上乗せによる支給決定の取扱いを追加
- (2) 介護保険サービスの支給限度基準額の確認方法を変更
  - ・変更前：サービス利用票別表（第7表）の「区分支給限度基準内単位数」をもとに確認
  - ・変更後：サービス利用票別表（第7表）の「給付管理単位数」をもとに確認
- (3) 訪問介護等の利用予定時間数の算出方法を変更
  - ・変更前：サービスコード名称から30分単位で訪問介護等の利用予定時間数を算出
  - ・変更後：サービス利用票・提供票（第6表）等をもとに、実際の利用予定時間数を算出

## 3 適用年月日

通知発出日以降に行う決定に適用する。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  
【介護給付費・訓練等給付費】給付管理係 TEL211-2938  
【補装具費・日常生活用具】在宅福祉係 TEL211-2936